第2回 北九州·宗像圏域 流域治水協議会

協議会資料

日 時: 令和4年2月10日(木)

10:00~

方 法:Web会議(「Webex」を使用)

議事次第



- 1. 開会
- 2. 議事
 - (1) これまでの経緯について
 - (2)協議会規約の改定(案)
 - (3) 流域治水プロジェクト(案)
 - (4) 今後のスケジュール(案)
- 3. 意見交換
- 4. 閉会

(1)これまでの経緯について



第2回 北九州·宗像圏域 流域治水協議会

これまでの経緯について



R3.5.28(金)

第1回 北九州·宗像圏域 流域治水協議会

協議会設立について

協議会規約(案)について

今後のスケジュール(案)について

R3.10.26(火)

北九州·宗像圏域 流域治水協議会 第1回 幹事会

- 流域治水プロジェクト【中間とりまとめ】について 各機関の取り組みの紹介について

R4.1.12(水)

北九州·宗像圏域 流域治水協議会 第2回 幹事会 ▶ 流域治水プロジェクト【最終とりまとめ】について

R4.2.10(木)

第2回 北九州·宗像圏域 流域治水協議会 (今回)

- 協議会規約の改定(案)
 - 流域治水プロジェクト(案)

R4.3月下旬 (予定)

「北九州・宗像圏域 流域治水プロジェクト」の公表



これまでの経緯について



第1回 流域治水協議会

〇日 時:令和3年5月28日(金) 10:00~

○会 場:県庁行政特9会議室

及びWeb会議

○議事次第

- 1. 開会 2. 議事
- (1)協議会設立について
- 1)協議会設立趣旨(案)について
- 2)協議会設立の背景について
- 3)流域治水について
- (2)協議会規約(案)について
- (3)今後のスケジュール(案)について
- 3. 意見交換
- 4. 閉会)



流域治水協議会 第1回幹事会

○日 時:令和3年10月26日(火) 15:30~

〇会 場:八幡総合庁舎 1F 大会議室 及びWeb会議

○議事次第

- 1. 開会 2. 議事
- (1)第1回流域治水協議会について 1)協議会設立の背景及び
 - 流域治水について
- 2)協議会規約について
- (2)流域治水プロジェクトについて
- 1)流域治水プロジェクト
- 【中間とりまとめ】について 2)各機関の取り組みの紹介について
- (3)各機関からの情報提供
- (4)意見交換
- (5)今後のスケジュール(案)について
- 3. 閉会



流域治水協議会 第2回幹事会

〇日 時:令和4年1月12日(水)

13:30~

〇会 場:八幡総合庁舎 1F 大会議室 及びWeb会議

○議事次第

- 1. 開会 2. 議事
- (1)流域治水協議会 第1回幹事会の 議事内容の確認
- (2)協議会規約の改定(案)について
- (3)流域治水プロジェクト
 - 【最終とりまとめ】について
- (4)各機関からの情報提供
- (5)意見交換
- (6)今後のスケジュール(案)について



第2回 北九州·宗像圏域 流域治水協議会



(2)協議会規約の改定(案)

協議会設立の趣旨



平成29年7月九州北部豪雨をはじめ、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨など、近年、全国各地において激甚な水災害が頻発しているところであり、さらに、今後、気候変動による降水量の増大や水災害の激甚化・頻発化が予測されています。

こうした背景から、令和2年7月に社会資本整備審議会から「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について~あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換~」の答申があり、水災害リスクの増大に備えるために、これまでの河川・下水道等の管理者が主体となって行う治水対策に加え、集水域から氾濫域にわたる流域全体で水災害を軽減させる治水対策「流域治水」へ転換すべきであると提言されました。

これを受けて、全国109の全一級水系及び、12の二級水系では、流域全体で今後取り組むべき治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、流域治水の取組を推進しているところです。

この度、福岡県の二級水系においても、4つの圏域に分割し、「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有等を行うことを目的として協議会を設立するものです。

第2回 北九州·宗像圏域 流域治水協議会



協議会規約の改定(案)



北九州・宗像圏域 流域治水協議会 規約 (改定案)

(名称)

第1条 本協議会は「北九州・宗像圏域 流域治水協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条

本協議会は、近年の激甚な水災害や、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に備え、別表1の水系の流域(以下「北九州・宗像圏域」という。)において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水災害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有等を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

- 第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
 - (1) 北九州·宗像圏域で行う流域治水の全体像の共有・ 検討等。
 - (2) 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
 - (3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況 のフォローアップ。
 - (4) その他、「流域治水」に関して必要な事項。

(幹事会の構成)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を 置く。

- 2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。



協議会規約の改定(案)



北九州·宗像圈域 流域治水協議会 規約 (改定案)

- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、 分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、 結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員 の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外 の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることが できる。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。 ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開と することができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会 へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成 し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとす る。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会の円滑な推進のため事務局を置く。

2 事務局は福岡県県土整備部河川整備課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関して必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(雑則)

第10条 本規約は、令和3年5月28日から施行する。 令和4年2月10日改定

8

第2回 北九州·宗像圏域 流域治水協議会

協議会規約の改定(案)



北九州·宗像圈域 流域治水協議会 規約 (改定案)

別表1 北九州・宗像 圏域 流域治水協議会 主な対象水系

ぬきがわ

貫川水系
ちくまがわ

竹馬川水系

相割川水系

まくはたがわ 奥畑川水系

きょたきがわ 清滝川水系

おおかわ

大川水系

村中川水系

むらさきがわ

紫川水系

板櫃川水系

ばちがわ 撥川水系

割子川水系

きんざんがわ

金山川水系

金手川水系

矢矧川水系

汐入川水系

つりかわ

釣川水系

手光今川水系

さいごうがわ

西郷川水系

協議会規約の改定(案)



北九州·宗像圈域 流域治水協議会 規約 (改定案)

別表2

北九州·宗像 圏域 流域治水協議会 名簿

北九州市長 宗像市長 福津市長 岡垣町長

気象庁 福岡管区気象台 気象防災部 予報課長 林野庁 九州森林管理局 福岡森林管理署長

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター

九州整備局長

福岡県 総務部 防災危機管理局 防災企画課長

総務部 防災危機管理局 消防防災指導課長

農林水産部 農山漁村振興課長 農林水産部 林業振興課長 県土整備部 道路維持課長 県土整備部 河川管理課長 県土整備部 河川整備課長

 県土整備部
 港湾課長

 県土整備部
 砂防課長

 建築都市部
 建築指導課長

 建築都市部
 公園街路課長

 建築都市部
 下水道課長

 建築都市部
 住宅計画課長

教育庁 教育総務部 施設課長

福岡農林事務所長 八幡農林事務所長 北九州県土整備事務所長

第2回 北九州·宗像圏域 流域治水協議会



協議会規約の改定(案)



北九州·宗像圈域 流域治水協議会 規約 (改定案)

別表3 北九州·宗像 圏域 流域治水協議会 幹事会 名簿

北九州市 危機管理室

災害対策担当課長

産業経済局

農林水産部 農林施設担当課長

建設局

道路部 道路維持課長、公園緑地部 緑政課長、 河川部 水環境課長、河川部 河川整備課長

建築都市局

計画部 都市計画課長、計画部 開発指導課長、

指導部 建築指導課長、都市再生部 都市再生整備課長、

住宅部 住宅計画課長

港湾空港局

港湾整備部 計画課長

上下水道局

- 1 7 (2 / 1) 下水道部 下水道計画課長

宗像市維持管理課長、下水道課長、農業振興課長、危機管理課長

福津市農林水產課長、都市管理課長、下水道課長

岡垣町 都市建設課長

気象庁 福岡管区気象台 気象防災部

予報課 大規模氾濫対策気象官

林野庁 九州森林管理局 福岡森林管理署 次長

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター

九州整備局 水源林業務課長

福岡県総務部 防災危機管理局防災企画課 課長補佐

総務部 防災危機管理局消防防災指導課 課長補佐

農林水産部 農山漁村振興課 課長技術補佐 農林水産部 農村森林整備課 課長技術補佐

農林水産部 林業振興課 課長技術補佐

県土整備部 道路維持課 課長技術補佐

県土整備部 河川管理課 課長技術補佐

県土整備部 河川整備課 課長技術補佐

県土整備部 港湾課 課長技術補佐

県土整備部 砂防課 課長技術補佐

建築都市部 都市計画課 課長技術補佐

建築都市部 建築指導課 課長技術補佐

建築都市部 公園街路課 課長技術補佐

建築都市部 下水道課 課長技術補佐

建築都市部 住宅計画課 課長技術補佐

協議会規約の改定(案)



北九州·宗像圏域 流域治水協議会 規約 (改定案)

教育庁 教育総務部 施設課 課長技術補佐 福岡農林事務所 農村整備第一課長 八幡農林事務所 農村整備課長 北九州県土整備事務所 河川砂防課長 北九州県土整備事務所宗像支所 工務課長

第2回 北九州·宗像圏域 流域治水協議会



(3)流域治水プロジェクト(案)

※ 資料4 を参照

(4)今後のスケジュール(案)



第2回 北九州·宗像圏域 流域治水協議会

今後のスケジュール(案)



R3.5.28(金)

第1回 北九州·宗像圏域 流域治水協議会

- 協議会設立について
- 協議会規約(案)について
- 今後のスケジュール(案)について

R3.10.26(火)

北九州·宗像圏域 流域治水協議会 第1回 幹事会

- 流域治水プロジェクト【中間とりまとめ】について 各機関の取り組みの紹介について

R4.1.12(水)

北九州·宗像圏域 流域治水協議会 第2回 幹事会 ▶ 流域治水プロジェクト【最終とりまとめ】について

R4.2.10(水)

第2回 北九州·宗像圏域 流域治水協議会 (今回)

- 協議会規約の改定(案)
 - 流域治水プロジェクト(案)

R4.3月下旬 (予定)

「北九州・宗像圏域 流域治水プロジェクト」の公表



来年度のスケジュール(案)



1~2回程度(時期未定)

北九州·宗像圏域 流域治水協議会 幹事会

- ▶ 各機関の施策のフォローアップ
- ▶ 「流域治水プロジェクト」の更新(案)



R5.2月頃 (予定)

第3回 北九州·宗像圏域 流域治水協議会

- ▶ 実施状況のフォローアップ
- ▶ 「流域治水プロジェクト」の更新の確認



R5.3月頃 (予定)

「北九州・宗像圏域 流域治水プロジェクト」 の更新

16

第2回 北九州·宗像圏域 流域治水協議会

